

Tilleke & Gibbins

bangkok | hanoi | ho chi minh city | jakarta | phnom penh | vientiane | yangon

アセアン主要国の税関における 知財関連法規・運用実態調査

Tilleke & Gibbins International Ltd.

弁理士 大竹徳成

調査対象国

- ▶ インドネシア
- ▶ マレーシア
- ▶ フィリピン
- ▶ シンガポール
- ▶ タイ
- ▶ ベトナム



1. インドネシア

(1) 税関差止の根拠条文

根拠法令

1. 関税法第54条～第64条(輸出入の差止規定)

□ 関税法第54条

商標又は著作権の所有者からの申請に基づき、地方裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標又は著作権を侵害した製品であると、十分な証拠の基づいて疑われる輸入又は輸出品を税関において一時的に差し止めるように命令を発することができる。

□ 関税法第62条

税関職員は職権で、輸入品又は輸出品が商標権又は著作権を侵害するという強力な証拠がある場合、輸入品又は輸出品を差止することができる。

2. 税関機関によって輸入又は輸出された模倣商標あるいは海賊版の抑制のための要件及び手続に関する2012年最高裁規則No. 4

3. 最高裁判所が発行した仮処分の請求を規制する2012年最高裁規則No. 5

4. 知的財産権侵害を構成する又は当該侵害から生じる輸出入品の取締に関する2017年政令No. 20

※商標法第85条～第88条(仮処分に関する規定)

※著作権法第67条～第69条(仮処分に関する規定)

1. インドネシア

(2) 税関差止の対象となる知的財産権

- ▶ 根拠条文：知的財産権侵害を構成する又は当該侵害から生じる輸出入品の取締に関する2017年政令第20号第2条第2段落
 - a. 商標権
 - b. 著作権及び隣接権
 - c. 特許及び小特許
 - d. 意匠権
 - e. 回路配置利用権
 - f. 育成者権
 - g. 地理的表示

1. インドネシア

(3) 税関取締実績に関する統計データ

- ▶ インドネシア税関により行われた知的財産権に関する取締件数はゼロ件であった

(理由) 実施規則が十分に整備されていないため

(参考) 2017年 知的財産権侵害の訴訟事件数: 52件

但し、商標権、著作権、特許権、意匠権等のいずれの侵害事件であるかは不明

1. インドネシア

(4) 事前登録制度

事前登録制度	有 ※2018年2月時点、登録のための手続及び手数料に関する規則が未整備。
根拠法令	知的財産権侵害を構成する又は当該侵害から生じる輸出入品の取締に関する2017年政令No. 20
登録対象	商標権, 著作権

- ▶ 登録手続及び手数料に関する規則が未整備であったため、事前登録制度により権利を登録することができなかった
- ▶ 事前登録制度の登録手続及び手数料に関する細則の整備
知的財産権侵害品の輸出入管理等に関する財務省規則
(No. 40/PMK.04/2018) ※2018年6月16日施行予定

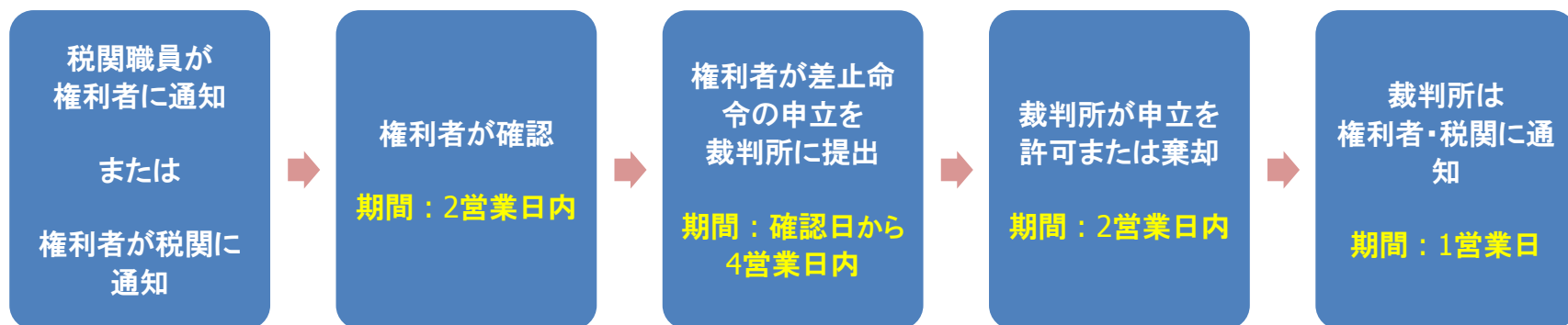
1. インドネシア

(4) 事前登録制度

事前登録制度	
根拠法令	知的財産権侵害品の輸出入管理等に関する財務省規則 (No. 40/PMK.04/2018) ※2018年6月16日施行予定
登録対象	商標権, 著作権
登録手続	a) 商標権及び著作権の権利者は、輸入品が真正品か否かを判断することのできる調査員を選任 b) 登録申請は、インドネシアに拠点を有することの証明(納税者番号、会社登録番号等)を添付した上で、インドネシアに拠点を有する権利者によって提出 c) 登録は最長1年間有効であり、更新可能
暫定的差止	税関は、登録申請システム又は電子メールにより、侵害疑義品を発見した旨を、申請者に通知
差止申立	権利者は、通知送付日から4日以内に、商務裁判所に対して差止申立を行った上で、税関に対して、1億ルピアの担保金を預託
差止命令の執行	差止命令を受領した場合、税関は最長で差止命令の決定日から10日、侵害疑義品を留置可能(10日間の延長申請可)。 権利者、税関、裁判所、知的財産総局、輸出入者の立合いの下、検査。

1. インドネシア

(5) 侵害疑義品の発見から廃棄まで（運用実態）



▶ 差止命令の執行(差止命令の受領から10営業日)

- 1) 税関は、輸出業者、輸入業者又は製品の所有者、商標権・著作権の権利者、及び、インドネシア知的財産総局(DGIP)に差止命令の通知を発し、
- 2) 侵害疑義製品についての検査を行う

1. インドネシア

(6) 税関における運用実態の問題点

1. 税関職員は、侵害疑義製品の識別に関する知識及び情報を有していない
 - 定期的に税関に対して製品知識等の提供が必要
2. 企業は、真贋判定ができる専門家をインドネシアに有する必要がある
 - 事前登録制度では調査員(専門家)の登録が必要
3. 権利者が差止命令を得るために裁判所に申立て行うが、差止命令を得るための時間が短い(2日間)
4. 通過品に関する侵害疑義製品を扱うような時間制約のある事件に対応する態勢が不十分

2. マレーシア

(1) 税関差止の根拠条文

根拠法令	備考
商標法第70C条～第70P条	偽造商標商品の輸入を防止するための枠組みを規定 1. 商標法第70D条(権利者の 申立て に基づく差止の規定) 2. 商標法第70O条(税関職員の 職権 による差止の規定) ❖ 商標法第70C条～第70P条の規定は、未登録商標に適用されない
著作権法第39条	侵害品の輸入差止の規定 ▪ 「職権」で差止できる旨の規定はない
※関税法	1) 税関職員が模倣品の輸入・輸出を禁止することを明示的に規定する条項が存在しない 2) 国境で模倣品の疑いのあるものを差止し留置する権限を税関職員に十分に与えていない

- ▶ マレーシアでは、事前登録制度が整備されていない

1. マレーシア

(2) 税関差止の対象となる知的財産権

- 商標権
- 著作権
 - 模倣品の「輸入」のみが対象
(「輸出品」「通過品」に関する模倣品は対象外)

 - 特許及び小特許
 - 意匠権
 - 回路配置利用権
 - 育成者権
 - 地理的表示 等は対象外

1. マレーシア

(3) 税関取締実績に関する統計データ

- ▶ マレーシア税関により行われた知的財産権に関する取締件数についての情報は公表されていない

(参考) 税関で差止めた侵害品を廃棄することを命令した事件

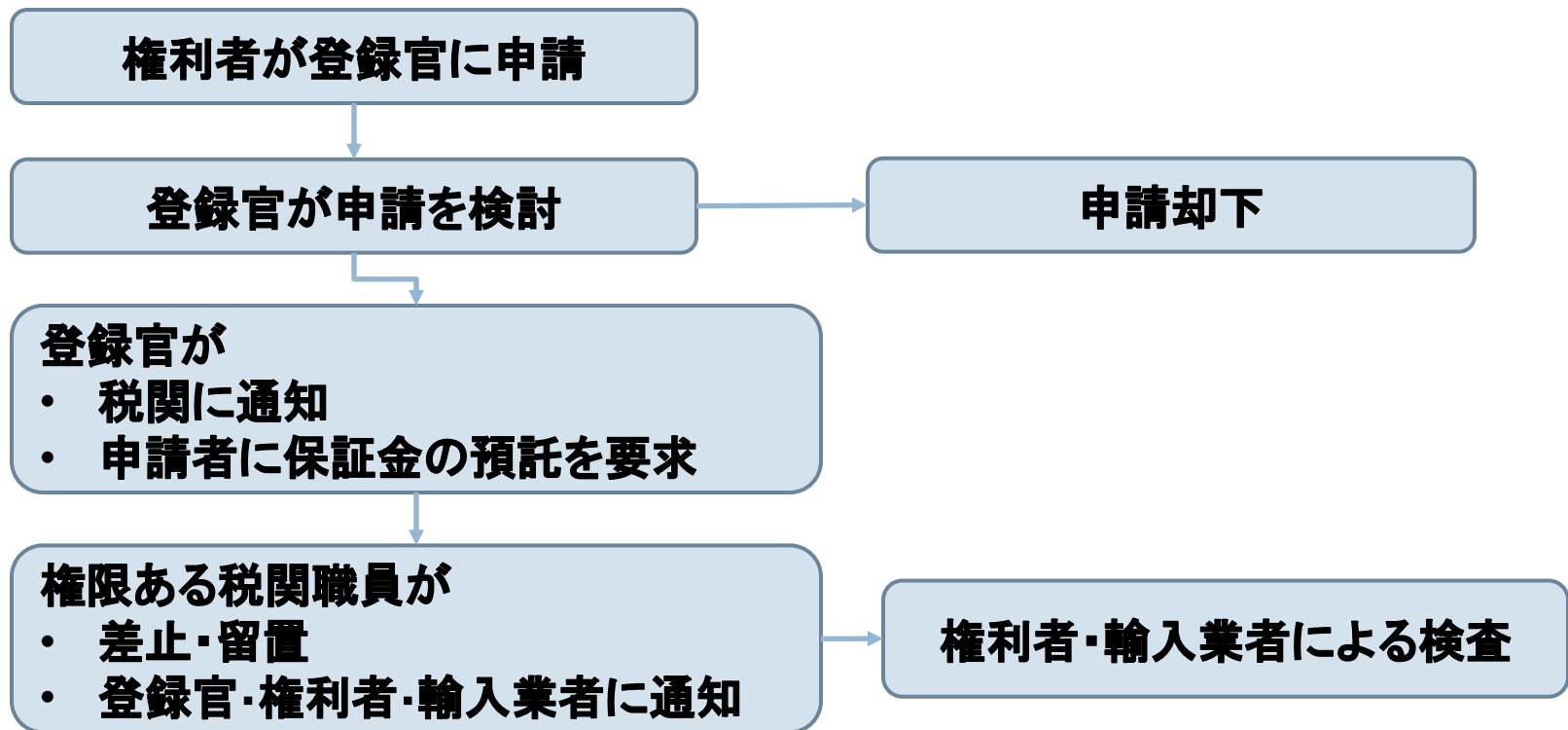
Philip Morris Products SARL v. Goodness for Import and Export [2017] 10 CLJ 337

- 原告は商標“MARLBORO”を付したタバコ及びタバコ製品の製造・販売業者で、マレーシアで商標登録していた。
- 不正申告に基づいてコンテナを差止め、コンテナを開放したところ、“MARLBORO”を付したタバコを発見。
- 原告は、商標権侵害及び詐称通用の不法行為に基づいて、民事訴訟を起こした
- 裁判所は、差止命令を出し、被告費用で侵害品の“MARLBORO”タバコを廃棄する旨を税関に命令

2. マレーシア

(4) 侵害疑義品の発見から廃棄まで（運用実態）

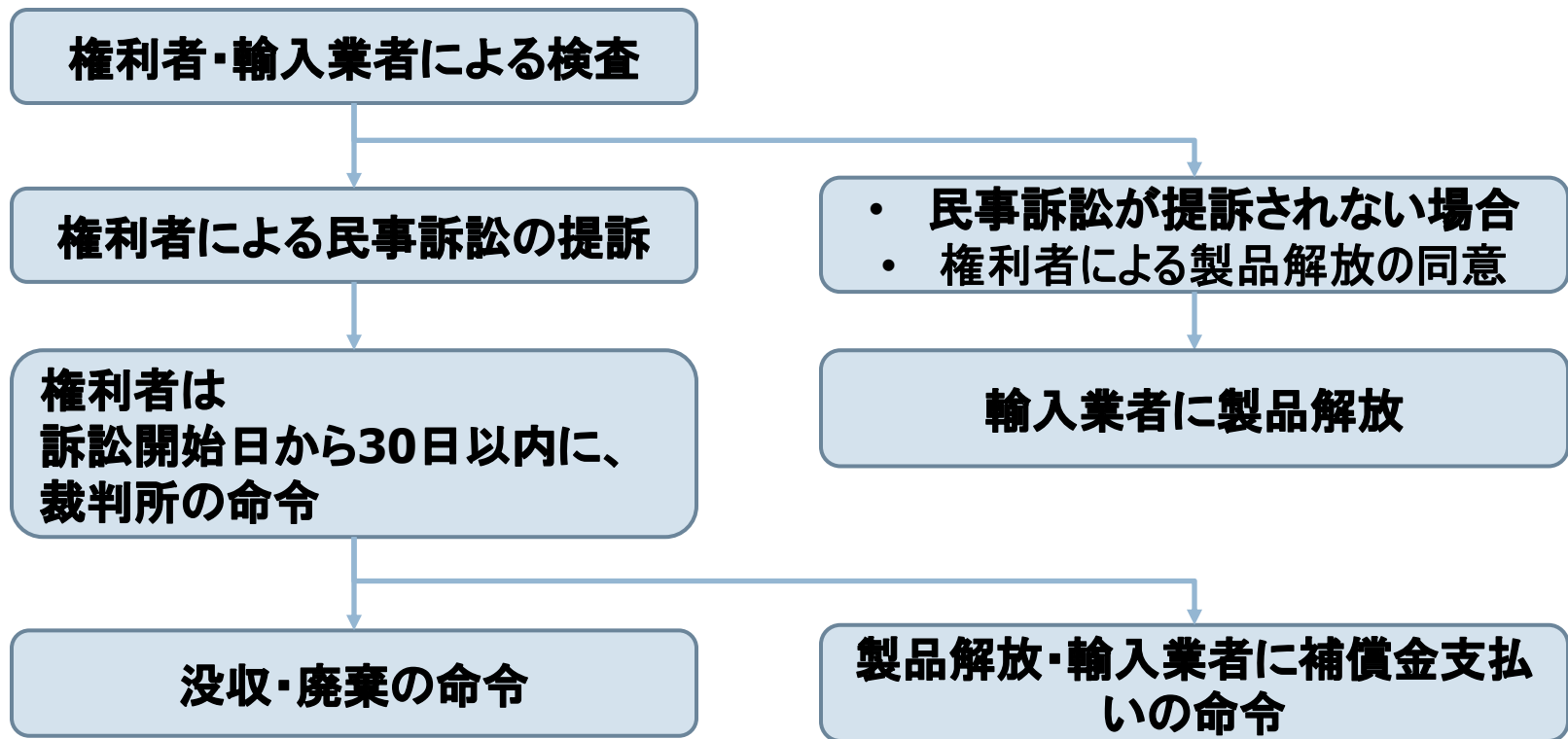
- ▶ 商標権者からマレーシア知的財産公社登録官に申請する場合（1/2）



2. マレーシア

(4) 侵害疑義品の発見から廃棄まで（運用実態）

- ▶ 商標権者からマレーシア知的財産公社登録官に申請する場合（2/2）



2. マレーシア

(4) 侵害疑義品の発見から廃棄まで（運用実態）

- ▶ 権限のある税関職員が**職権**で差止める場合

権限のある税関職員が、

- ・ 模倣品を差止
- ・ 24時間留置または解放を留保

権限のある税関職員が、

登録官、輸入業者、権利者に通知

税関は、

国内商業消費者関係省に引き渡す

国内商業・消費者関係省は、
起訴、または、侵害者との和解の
いずれかを決定

模倣品ではない場合、または、検
査されない場合、
輸入業者に製品を解放

2. マレーシア

(5)税関における運用実態の問題点

1. 権利者は、民事訴訟の開始日から**30日以内**に仮処分命令を裁判所から得なくてはならない。
 - 上記期間が延長可能である旨の規定は存在しない
2. 侵害疑義品を発見した場合、権利者は税関ではなく、**マレーシア知的財産公社登録官**に申請する
 - 登録官が申請書を審査するために、積荷の詳細を権利者が登録官に提供しなければならない。
3. 検査の結果、税関は、商品が模倣品であるという権利者の確認に基づいて、更なる措置のために、国内商業・消費者関係省に商品を手渡す。それ以外は、輸入業者に解放される。
 - 国内商業・消費者関係省との緊密な関係を維持することが必要。

3. フィリピン

(1) 税関差止の根拠条文

根拠法令	備考
知的財産法	<ol style="list-style-type: none">1. 知的財産法第169.2条2. 知的財産法第190.3条3. 知的財産法第166条
税関行政手続命令 No. 06-2002	<ul style="list-style-type: none">▪ 輸入が禁じられている模倣品及び知的財産権侵害品を特定▪ 輸入が禁じられている模倣品及び知的財産権侵害品の処理・処分手続きを規定
税関行政手続命令 No. 09-2008	<ul style="list-style-type: none">• 事前登録制度• 輸入が禁じられている商品は、自主的に、あるいは、権利者／所有者又はその代理人の申請により、当局による解放が停止される
税関近代化・関税法	侵害品の輸入・輸出を禁止する旨を規定

▶ 「輸入品」のみが税関による差止対象

3. フィリピン

(2)税関差止の対象となる知的財産権

税関行政手続命令No. 09-2008に基づいて、次の輸入が禁じられている商品は、**自主的に、あるいは、権利者／所有者又はその代理人の申請により**、当局による解放が停止される

1. 権限、あるいは、登録者又は正当に委任を受けた代理人の同意なく、知的財産法により知的所有権庁(IPO)に登録された商標又は商号を模写又は模倣したもの
2. 権限、あるいは、登録者又は正当に委任を受けた代理人の同意なく、所轄官庁によって決定された周知商標を模写又は模倣するもの
3. 登録の如何に関わらず、商標を付した商品と不正に競争すると司法上判断されるもの
4. 公表されているかに関わらず、著作権が存在する著作物の著作権侵害の複写又は類似品として構成されるもの
5. 権限、あるいは、登録者又は正当に委任を受けた代理人の同意なく、知的財産法に基づいて正当に登録された機械、物品、製品又は物質の偽物として示されるもの
6. 輸入品である他人の商品の結び付き・関係・関連性に関して誤認・誤解・詐欺を引き起こす偽の又は誤解を招く記述・シンボル・ラベルを使用するもの;あるいは、性質、特徴、品質又は地理的出所を偽って伝えるもの

3. フィリピン

(3) 事前登録制度

事前登録制度	有
根拠法令	税関行政手続命令No. 09-2008
登録対象	著作権及び関連する権利
	商標及びサービスマーク
	地理的表示
	特許発明
	実用新案
	意匠
	回路配置
	開示されていない情報の保護

- ▶ 登録した場合、税関は自主的に疑いのある輸入品を監視・検査し、差止・没収の対象であるか否かを判断する

3. フィリピン

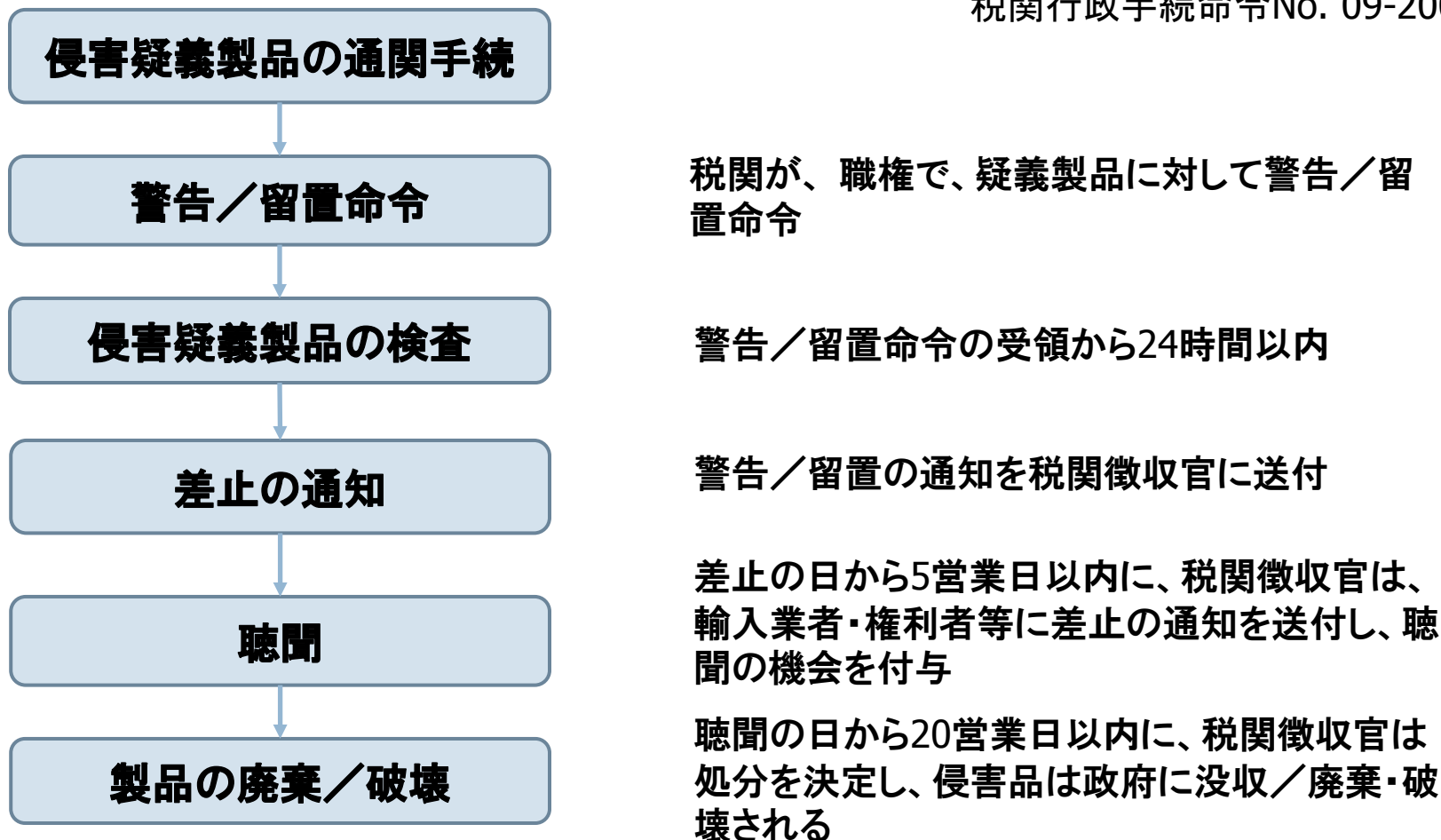
(3) 事前登録制度

事前登録制度	
根拠法令	税関行政手続命令No. 09-2008
登録申請先	税関
登録までに要する時間	4週間～6週間
登録有効期間	登録日から2年間有効
登録費用	1製品につき2,000.00ペソ (4,545.45円)であり、1権利者につき20,000.00ペソ (45,454.55円)を超えない登録料
登録更新	登録更新は2年ごと
更新費用	1製品につき2,000.00ペソ (4,545.45円)であり、1権利者につき20,000.00ペソ (45,454.55円)を超えない更新費用

3.フィリピン

(4)侵害疑義品の発見から廃棄まで（運用実態）

税関行政手続命令No. 09-2008



3. フィリピン

(5)税関における運用実態の問題点

(問題)

税関職員が意図的に手続を遅延をさせ、手続の迅速化を図るために賄賂を贈るように、利害関係人に要求した事案が報告された(2017年税関局年末レポート)

(対策)

1. 手続の効率化及び透明性の向上を図るため、税関局内に情報通信技術インフラの整備が行われている
 - マニラ港: 状況検証システム(Status Verification System)を導入
 - マニラ国際コンテナ港: 貨物申告検証システム(Goods Declaration Verification System)を導入
 - 両システムは、ランダムに関税査定官及び検査官を指定し、輸入申告の状況についてタイムリーに更新
2. 全港湾の関税査察官及び検査官に対する税関査定評価に関する再訓練
3. 意図的な遅延に対処するため、5日間で回答する強制的なタイムフレームの設定

4. シンガポール

(1) 税関差止の根拠条文

根拠法令	備考
商標法 商標(水際措置)規則(第332章規則2)	(1) 商標法第53A条(2) 税関職員は、令状なく、侵害する商品を差止、除去、留置できる (2) 商標法第82条 権利者は、所定の書面を提出することにより、税関職員は侵害にかかる商品を差止めることができる ※本条は、 輸入品 のみに適用され、通過中の商品に適用されない (3) 商標法第93A条 税関職員は、登録商標との関連において商品が模倣品である場合、模倣品を留置できる ※本条は、 輸入品 及び 輸出品 に適用され、通過中の商品にも適用される
著作権法 著作権(水際措置)規則(第63章規則5)	(1) 著作権法第138条(2) 税関職員は、令状なく、著作権を侵害する複製物を差止、除去、留置できる (2) 著作権法第140B条 権利者は、長官に所定の書面を提出することにより、税関職員は侵害にかかる複製品を差止めることができる ※本条は、 輸入品 のみに適用され、通過中の商品に適用されない (3) 著作権法第140LA条 税関職員は、複製物が著作権を侵害する場合、複製品を留置できる 本条は、 輸入品 及び 輸出品 に適用され、通過中の商品にも適用される

4. シンガポール

(2)税関差止の対象となる知的財産権

▶ 根拠条文:

商標法、商標(水際措置)規則(第332章規則2)

著作権法、著作権(水際措置)規則(第63章規則5)

□ 商標権

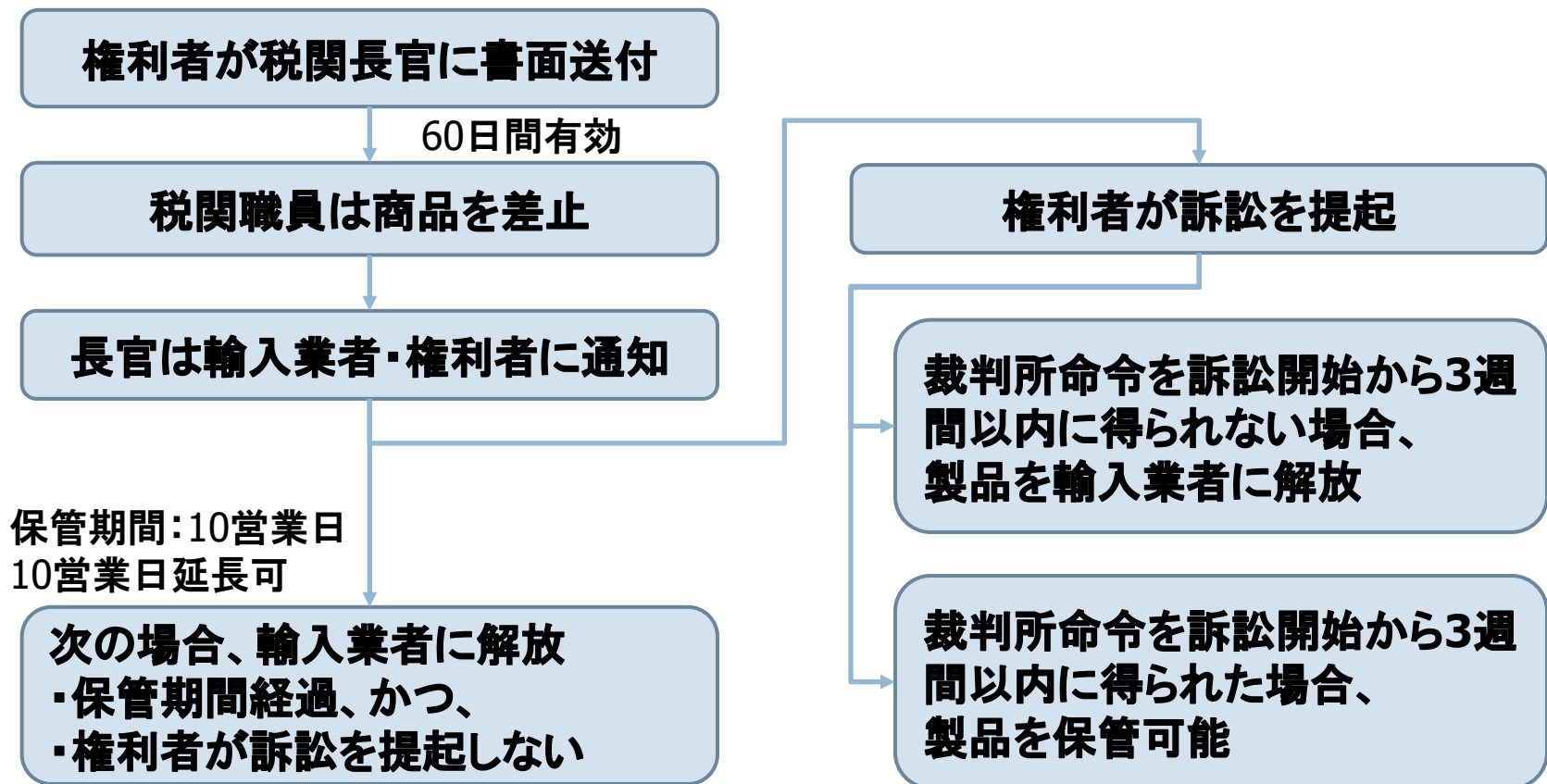
□ 著作権及び隣接権

- ▶ 特許、意匠、地理的表示、回路設計等の他の知的財産に関しては、税関差止に関連する規定はない
- ▶ 事前登録制度は整備されていない
- ▶ 知的財産権に関連する税関取締実績に関する統計データは入手できない

4. シンガポール

(3) 侵害疑義品の発見から廃棄まで（運用実態）

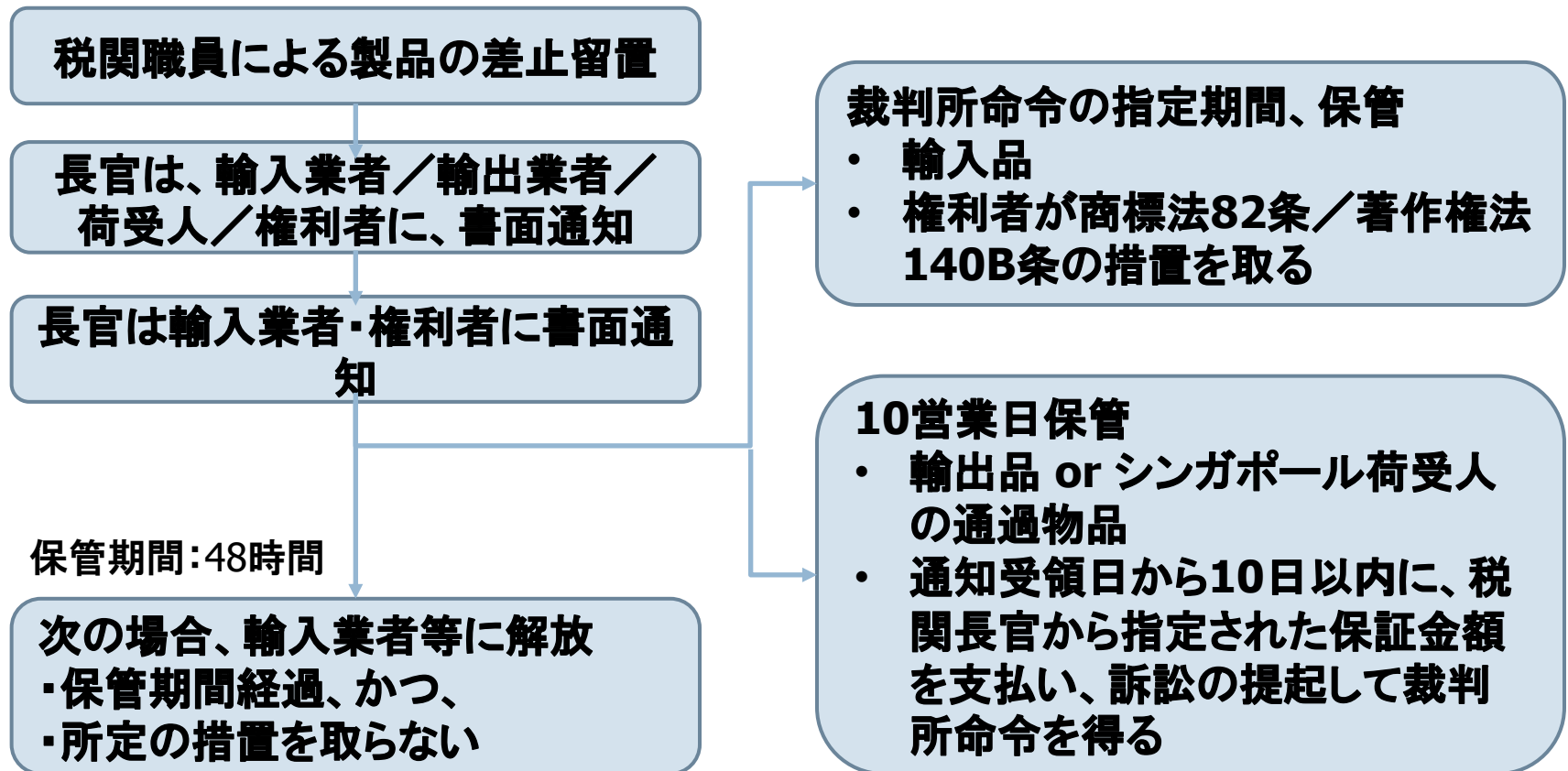
- ▶ 権利者からの所定書面による場合（商標法第82条／著作権法140B条）



4. シンガポール

(3) 侵害疑義品の発見から廃棄まで (運用実態)

- ▶ 税関職員による留置の場合(商標法第93A条／著作権法140LA条)



4. シンガポール

(4)税関における運用実態の問題点

1. シンガポール税関が知的財産に関して積極的に水際措置を講じている
2. シンガポール税関が権利侵害品を検出する公式識別判定マニュアルを使用しているか否かは不明
 - 権利者がシンガポール税関と協同し、税関職員に対して侵害品を検出するための研修を行うことは可能
 - 当該研修が権利者の権利を侵害する商品に対して自己を守る最善の方法である
3. シンガポール税関には事前登録制度は存在しない
 - 権利者が税関の水際措置手続を利用するためには、例えば、商標権をシンガポール知的財産庁に登録しなければならない

5. タイ

(1) 税関差止の根拠条文

根拠法令	備考
輸出入法B.E. 2558 (西暦2015年)	差止等についての税関職員の 権限 を規定
輸出入法第5条により発せられた輸出入品に関する商務省告示B.E. 2530 (西暦1987年)	登録商標の権利者の 商標 を模倣した不正商品の輸出入を禁止
輸出入法第5条により発せられた輸出入品に関する商務省告示(No. 94)B.E. 2536 (西暦1993年)	他人の 著作物 を複製又は改変した録音テープ(音楽テープ)、コンパクト・ディスク、ビデオテープ、コンピュータ・ソフトウェア、書籍、または、他の不正商品の輸出入の禁止
輸出入法第5/1条により発せられたタイを通過することが禁止された貨物に関する商務省告示B.E. 2559 (西暦2016年)	タイを 通過 することが禁止された商品を規定 1. 他人の商標を不正に複製した商標または模倣した商標を付した商品 2. 他人の著作物を複製又は改変した音楽テープ、コンパクト・ディスク、ビデオテープ、コンピュータ・ソフトウェア、書籍、または、他の不正商品
関税法B.E. 2560 (西暦2017年)	脱税品・禁制品の輸出入の禁止
(関連法令)	商標法・著作権法

5. タイ

(2)税関差止の対象となる知的財産権

▶ 根拠条文:

- 輸出入法第5条により発せられた輸出入品に関する商務省告示B.E. 2530 (西暦1987年)
- 輸出入法第5条により発せられた輸出入品に関する商務省告示(No. 94)B.E. 2536 (西暦1993年)
- 輸出入法第5/1条により発せられたタイを通過することが禁止された貨物に関する商務省告示B.E. 2559 (西暦2016年)
- 不正に複製された**商標**又は模倣した商標を付した商品
- **著作権**侵害品
- 輸出入法及び関税法の規定は、商標権及び著作権を侵害する商品を含む貨物の、**輸入、輸出、通過**を禁止する

5. タイ

(3)税関取締実績に関する統計データ

▶ 税関取締件数・差止められた貨物数量・貨物の金額

年	件数	数量(個数)	金額(THB)
2013 (1 Oct 2012 - 30 Sep 2013)	769	627,615	116,247,146
2014 (1 Oct 2013 - 30 Sep 2014)	770	263,760	74,757,165
2015 (1 Oct 2014 - 30 Sep 2015)	847	1,859,126	170,722,499
2016 (1 Oct 2015 - 30 Sep 2016)	900	1,532,924	117,624,493
2017 (1 Oct 2016 - 30 Sep 2017)	770	903,742	71,544,098

※税関は差止められた商品を分類していない

5. タイ

(4)事前登録制度

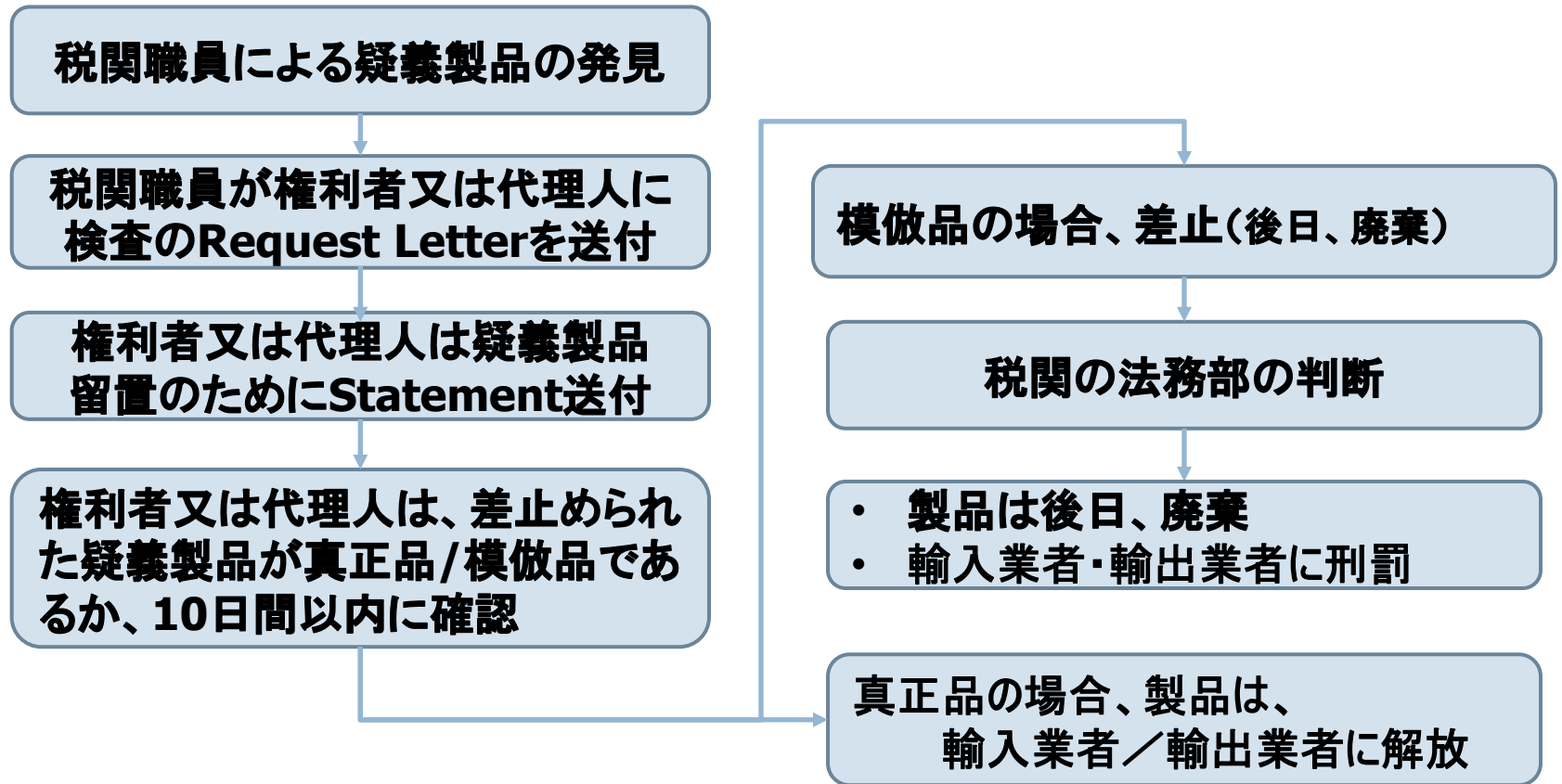
事前登録制度	有
根拠法令	輸出入品に関する商務省告示B.E. 2530 (西暦1987年)
登録対象	商標のみ(外国登録商標の権利者も申請可能)
登録申請先	知的財産局(商標部商標登録官に申請)
登録に要する時間	1～2週間
更新	商標が登録されている限り存続 (更新手続の規定なし)

- ▶ タイの事前登録制度では、外国登録商標が知的財産局により登録され得る
- ▶ 著作権の事前登録制度は整備されていない

5. タイ

(5) 侵害疑義品の発見から廃棄まで（運用実態）

▶ 税関職員の仕事で疑義製品を発見した場合



5. タイ

(6)税関における運用実態の問題点

[Good Point]

- ▶ タイ税関は、輸入された模倣品又は海賊版の監視・差止に関して非常に積極的
- ▶ 税関の措置は、商標権者と著作権者にとって非常に効果的
- ▶ 新関税法は、模倣品及び海賊版の通過及び積み替えに対する罰則を含む

[Bad Point]

- ▶ 税関は、特許及び意匠に関する差止及び留置について関与しない
 - 税関は、特許権及び意匠権を侵害する製品を検査又は留置する権限を有する(関税法第224条)
 - しかし、税関が、商標権及び著作権と同様に、特許権及び意匠権を侵害する製品を検査又は留置する手続は規定されていない

6. ベトナム

(1) 税関差止の根拠条文

根拠法令	備考
TRIPS協定	
2005年知的財産法	
税関法 No. 54/2014/QH-13	
政令 No. 8/2015/ND-CP	税関手続、検査、監督及び管理手続に関する規定及びガイダンスを提供
政令 No. 99/2013/ND-CP	産業財産に関する行政義務違反に対する措置を規定
通達 No. 13/2015/TT-BTC	知的財産権を侵害する輸出入品に対する税関の検査、監督、留置手続を規定

6. ベトナム

(2)税関差止の対象となる知的財産権

- ▶ 根拠条文: 税関法第74条
 - すべての知的財産権
 - a. 商標権
 - b. 著作権
 - c. 特許権
 - d. 意匠権
 - e. 地理的表示
 - f. 商号
 - g. 営業秘密
 - h. 不正競争行為
 - i. 植物品種の権利
 - 輸入品は差止対象である
 - 通過中の商品は税関差止対象外(但し、政令No. 99に救済規定)
 - 輸出品は差止対象であるが...

6. ベトナム

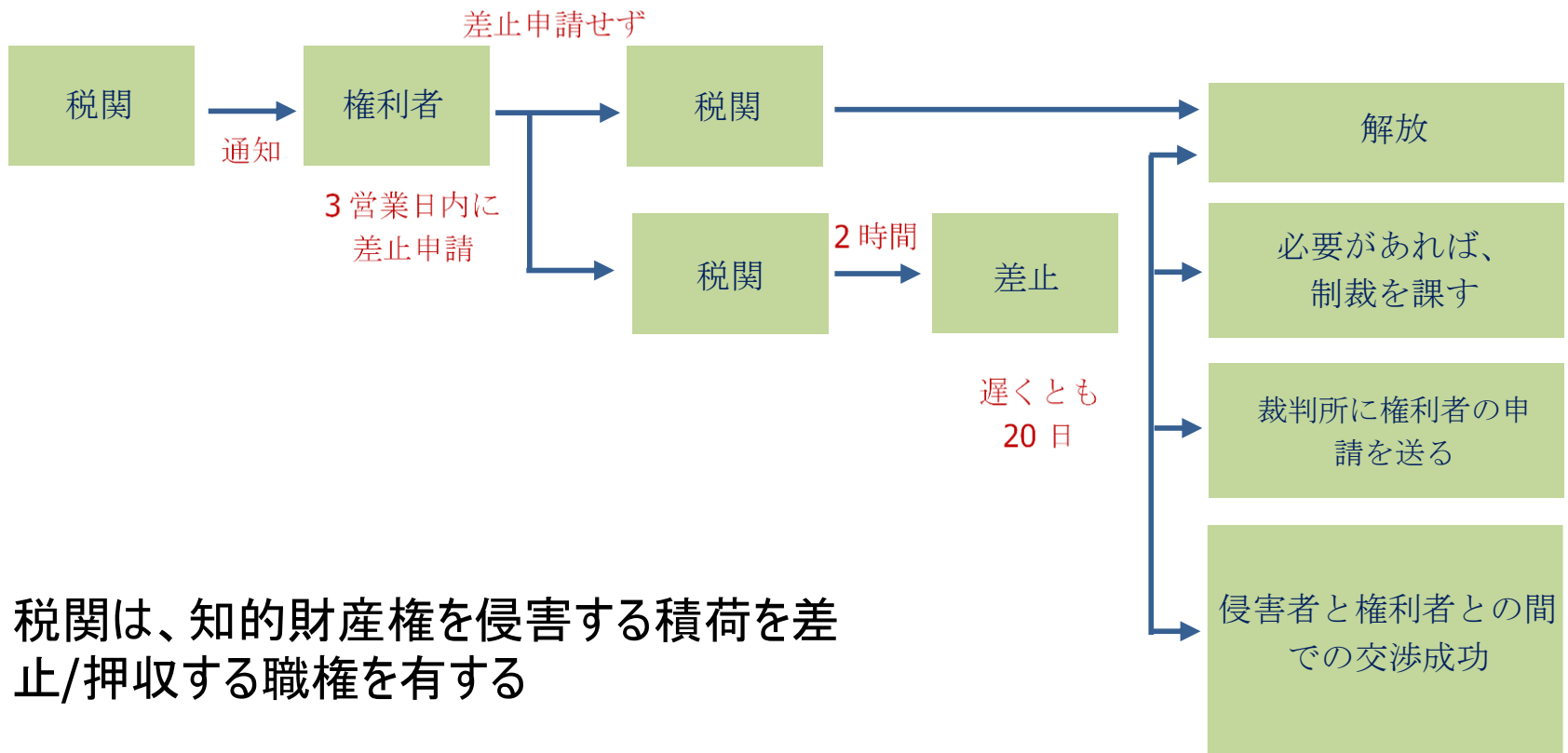
(3) 事前登録制度

事前登録制度	有
根拠法令	輸出入品に関する商務省告示B.E. 2530 (西暦1987年)
登録対象	商標権、著作権、特許権、意匠権、地理的表示、商号等のすべての知的財産権
登録申請先	関税管理監督局 (Department of Customs Control and Supervision)
登録に要する時間	登録申請日から20日以内
登録有効期間	2年(申請により、さらに2年延長可能)
更新	更新手続は不可 税関登録を継続する場合、権利者は新規の申請必要

6. ベトナム

(4) 侵害疑義品の発見から廃棄まで (運用実態)

▶ 税関職員の職権で疑義製品を発見した場合



6. ベトナム

(5)税関における運用実態の問題点

- ▶ 税関差止の申請を提出する権利者にとって短いタイムフレーム
 - 権利者は、通知を受けた日から3営業日以内に、必要書類を収集・提出しなければならない
 - ある税関当局は、土曜日も営業するので、土曜日を営業日として計算し、結果として指定期間が短縮された
- ▶ 輸出品に関する税関の権限
 - 知的財産法及び税関法は、知的財産権に関する輸入品及び輸出品を管理及び監督する権限を税関に与えている
 - しかし、両法律は、輸出に関する知的財産権侵害に対する制裁措置を取る権利を当該当局に与えていない
- ▶ 税関法は、税関当局が知的財産に関する通過貨物を監視し差止めることを認めていない
 - 通過貨物に対して、貨物が知的財産権を侵害している疑いがある場合でも、税関当局は当該貨物を差止めない
 - 一方、政令No. 99/2013/ND-CP は、通過貨物に対する制裁を規定する

7.比較表

	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
差止対象	<ul style="list-style-type: none"> 商標権 著作権 特許 小特許 意匠権 回路配置 利用権 育成者権 地理的表示 	<ul style="list-style-type: none"> 商標権 著作権 	<ul style="list-style-type: none"> 商標権 著作権 地理的表示 特許発明 実用新案 意匠 回路配置 開示されていない情報の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 商標権 著作権 	<ul style="list-style-type: none"> 商標権 著作権 	<ul style="list-style-type: none"> 特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権等の知的財産権
				赤字: 事前登録制度の対象		
差止対象種類	輸入品 輸出品	輸入品	輸入品	輸入品 輸出品 通過品(職権)	輸入品 輸出品 通過品	輸入品 輸出品?
税関職員の 職権による 差止	可能	登録商標の 模倣につい ては可能	可能	可能	可能	可能
事前登録制度 の有無	有	無	有	無	有	有

Contact Information

- Name 大竹徳成
- Telephone +66 2056 5555
- E-mail tokunari.o@tilleke.com
- www.tilleke.com